



2021年9月22日 日本私立中学高等学校連合会
第11回常任理事会／令和3年度第1回協会長・事務局長会議

令和4年度私学関係政府予算 概算要求等について

文部科学省高等教育局私学部長

森 晃憲

1. 令和4年度私学関係 政府予算概算要求

私立大学等の改革の推進等

～私立学校の特色強化・改革の加速化に対する支援～

令和4年度要求・要望額 4,388億円 + 事項要求
(前年度予算額 4,085億円)



私立大学等経常費補助 3,015億円 (+40億円)

(1) 一般補助 2,786億円 (+30億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援

- アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

(2) 特別補助 229億円 (+10億円)

「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

- 私立大学等改革総合支援事業 114億円 (+4億円)
特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援
- 大学院等の機能高度化への支援 121億円 (+3億円)
基礎研究を中心とする研究力強化等、大学院等の機能高度化を支援
- 私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 8億円 (+1億円)
AI戦略等を踏まえ、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得することが可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、取組の普及展開を支援

※新型コロナウイルス感染症への対応についても支援

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,051億円 (+41億円)

(1) 一般補助 861億円 (+9億円)

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

- 幼児児童生徒1人当たり単価の増額

(2) 特別補助 154億円 (+24億円)

建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、都道府県による助成を支援

- 個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校への支援
- 特別な支援が必要な幼児の受入れに係る支援の充実や、保護者のニーズを踏まえた多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援
- 家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免により支援

(3) 特定教育方法支援事業 37億円 (+8億円)

- 特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 321億円 (+222億円)

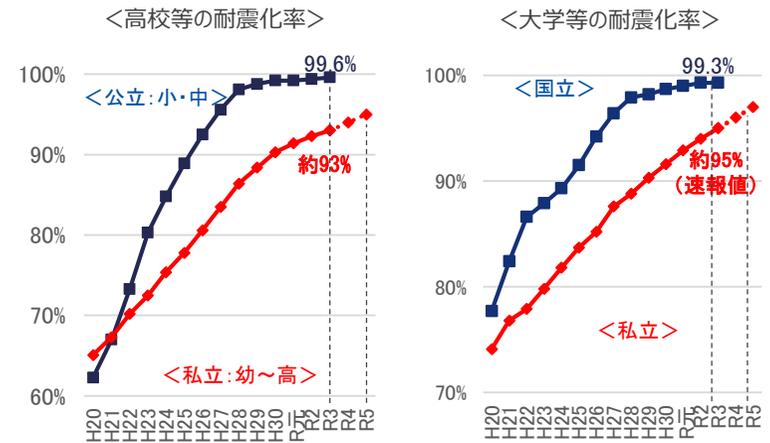
(1) 耐震化等の促進 167億円 (+119億円) (そのほか、国土強靱化関係は事項要求)

- 『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』の2年目として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援

(2) 教育・研究装置等の整備 154億円 (+103億円)

- 私立大学等の施設環境改善整備費 53億円 (+45億円)
安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的施設等の整備への支援
- 私立大学等の装置・設備費 85億円 (+54億円)
私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な設備・装置の整備を支援
- 私立高等学校等ICT教育設備整備費 16億円 (+4億円)
個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援

注：他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業（貸付見込額） 600億円(うち財政融資資金 291億円)



出典：私立学校耐震改修状況調査(R3年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計値)
速報値：現時点において調査中であるなど、一部に昨年度の耐震化率を含む集計中の値であり今後変動する可能性あり

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

背景説明

私立高等学校等は、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育を行うことにより、我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。私立高等学校等が我が国の初等中等教育に果たしている役割の重要性に鑑み、都道府県による経常的経費への助成を支援する必要がある。



目的・目標

私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上を図ることにより、私立高等学校等の健全な発展に資するとともに、安心して私立高等学校等で学ぶことのできる環境を持続的に支援する。

事業内容

- 私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上を図るとともに、各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

私立高等学校等経常費助成費補助

●一般補助 861億円 (852億円)

都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の経常的経費について助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

●特別補助 154億円 (130億円)

教育改革推進特別経費 <64億円>

都道府県が、私立学校の特色ある取組等に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- ①教育の質の向上を図る学校支援経費（次世代を担う人材育成の促進、教育相談体制の整備、安全確保の推進、ICT教育環境の整備等）<22億円>
- ②子育て支援推進経費（預かり保育推進事業、幼稚園の子育て支援活動の推進）<41億円>

幼稚園等特別支援教育経費 <75億円>

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

授業料減免事業等支援特別経費 <14億円>

私立の高等学校等が、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

過疎高等学校特別経費 <1.5億円>

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

私立高等学校等経常費補助

●特定教育方法支援事業 37億円 (29億円)

特別支援学校等に対して、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助。

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
※（ ）は前年度予算額

令和4年度概算要求における生徒等 1 人あたり単価

背景説明

近年、学校で対応する課題は多様化・複雑化しており、私立高等学校等の所轄庁である都道府県の補助における生徒等 1 人あたり単価の実績は年々増加傾向にある。



令和4年度概算要求での対応

新型コロナウイルス感染症への対応等に必要な経費を勘案し、生徒等 1 人あたりの国庫補助単価を対前年度1.2～1.4%増額することを要求。

※小中高などについては、GIGAスクール構想への対応も勘案。

厳しい財政事情ではあるが、国も私学助成の充実に努めていく中で、所轄庁である都道府県においても、生徒等 1 人あたり単価の増額や私立高等学校等の特色ある取組への支援の拡充など、私学助成の充実を図ることが期待される。

○一般補助

区 分		生徒等 1 人あたり単価 (円) ※括弧書きは前年度単価
高等学校	全日制・定時制課程	57,523 (56,729)
	広域以外の通信制課程	17,585 (17,342)
中等教育学校	後期課程	57,523 (56,729)
	前期課程	50,348 (49,653)
中 学 校		50,348 (49,653)
義務教育学校	後期課程	50,348 (49,653)
	前期課程	48,762 (48,089)
小 学 校		48,762 (48,089)
幼 稚 園		24,772 (24,478)

※このほか、加算分については別途所要額を要求。

事業内容

都道府県が、教育の質の向上に取り組む学校に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

<取組みメニュー>

① 次世代を担う人材育成の促進

グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進、数理・データサイエンス・AI教育等の推進 等
（外部講師の活用等により、教育の質の充実に資する取組が対象）

② 教育相談体制の整備

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援 等

③ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進

職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携・協同した取組、栄養教諭の活用など食に関する指導の充実 等

④ 安全確保の推進

スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の配置、登下校時における交通安全指導員等の人員配置、児童生徒等への講習会（防犯、防災、交通安全）の実施、地域住民や関連機関等との合同防犯訓練の実施 等

⑤ 特別支援教育に係る活動の充実

教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等をはじめとする児童生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の構築（特別支援教育支援員やコーディネーターの配置など） 等

⑥ ICT教育環境の整備推進

情報通信技術活用支援員の配置、ICT機器の管理委託 等

⑦ 外部人材活用等の推進

教員の負担軽減を図るための教員業務支援員、学習指導員等の専門スタッフや外部人材等の活用 等
（教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、外部人材の配置促進を図る取組が対象）

※①から⑦毎に都道府県補助金の対象となった学校数に、単価を乗じた額を補助。ただし、都道府県補助額の1/2を上限とする。

※補助対象となる学校種について、⑤は幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校は除く。

⑥は幼稚園、幼保連携型認定こども園は除く。⑦は①～⑥に該当する取組は除く。

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

- 高等学校等就学支援金の支給や、都道府県が行う事業に対して国が補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

高等学校等就学支援金等

411,946百万円 (416,907百万円)

◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）

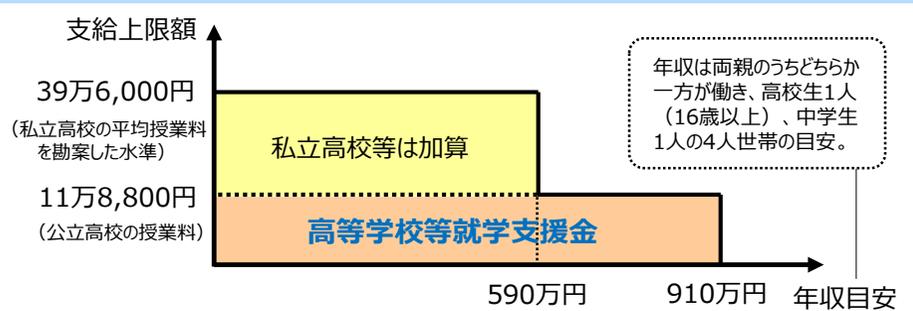
◆ 令和4年度概算要求

早生まれの高校生等に係る判定基準を改善

※ 扶養控除の適用時期の関係で、早生まれ（1～3月生まれ）の生徒等の判定が不利になる場合があるため

<対象学校種>

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）
専修学校（高等・一般課程）、各種学校（国家資格者養成課程、告示指定を受けた外国人学校）
海上技術学校



※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円

※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く）

※ 都道府県事業に対する補助

851百万円 (695百万円)

◆ 高校等で学び直す者に対する修学支援（補助率10/10）

◆ 家計急変した世帯への修学支援（補助率1/2）

◆ 高校等専攻科の生徒への修学支援（補助率1/2）

等

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

16,069百万円 (15,890百万円)

◆ 生活保護・非課税世帯（家計急変世帯を含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、都道府県が行う奨学給付金事業に対して、国がその一部を補助（補助率1/3）

◆ 令和4年度概算要求

・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

・オンライン学習に必要な通信費相当額の増額

<対象学校種>

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）及び高校専攻科

【令和4年度概算要求 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	110,100円 ↓ (+18,800円) 128,900円	129,600円 ↓ (+13,200円) 142,800円
非課税世帯 全日制等（第2子以降 [※] ）	141,700円 ↓ (+3,000円) 144,700円	150,000円 ↓ (+3,000円) 153,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	48,500円 ↓ (+3,000円) 51,500円	50,100円 ↓ (+3,000円) 53,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

背景説明

私立学校入学後、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒が安心して学びを継続できるよう、経済的支援を行う必要がある。

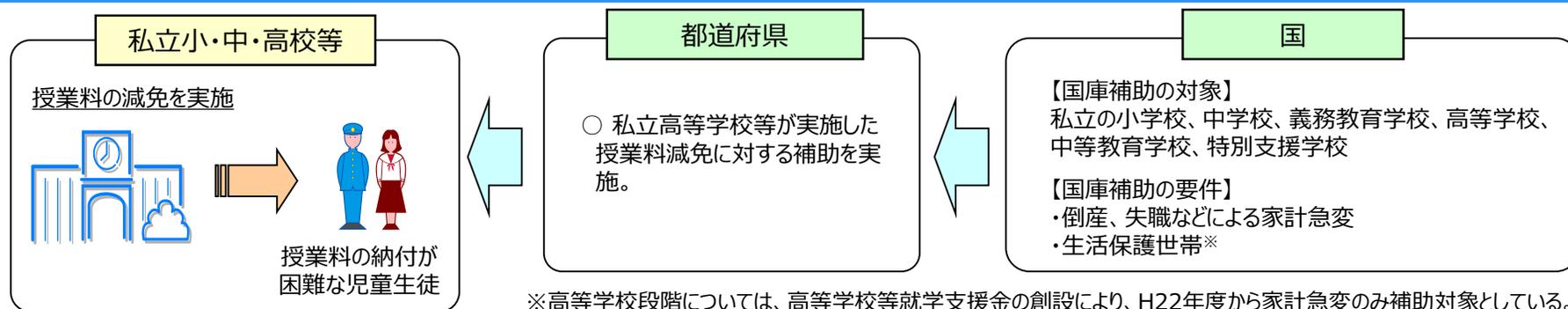


目的・目標

私立高等学校等が授業料等の納付が困難となった児童生徒に対して、授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に対して助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助することにより、児童生徒の学びの継続を支援。

事業内容

事業スキーム



令和4年度概算要求

◆私立小中学校等における家計急変世帯への支援（新規・拡充）：12億円

- 家計急変が発生した年度の授業料減免に加え、その後も低所得の場合は卒業まで支援を継続。
- 対象者：家計急変後の年収が400万円未満相当 ※家計急変年度は都道府県の定める基準を満たす世帯
- 支援額：年額36万円（上限） ※家計急変年度は都道府県の定める額
なお、上記支援額の費用負担は国1/2、都道府県1/2（学校負担なし）

→入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援

【参考】私立小中学校等の経済的支援に関する実証事業（H29～R3年度）

※年収400万円未満の世帯を対象に、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などを調査。

→ 年収400万円未満の世帯のうち55%が「入学後に家計急変した」と回答。

◆授業料減免事業（継続）：2億円

- 対象者（左記の支援を除く）：
 - ①当該年度に発生した保護者等の失職、倒産などの経済的理由から授業料の納付が困難となった生徒（高等学校段階の生徒に限る）
 - ②生活保護世帯の児童生徒（高等学校段階の生徒は除く）
- 支援額：
学校法人に交付された都道府県補助金の1/2以内

※東日本大震災を起因する事情により授業料の納付が困難となった義務教育段階の児童生徒（令和2年度までに当該学校に入学した児童生徒に限る）を含む。

概要

感染症リスクを可能な限り低減し、子供たちの学びを着実に継続させるため、学校における感染症対策に資する支援を行うほか、学校等欠席者・感染症情報システムの充実や学校健康診断情報の本人への提供（PHR）の推進、脊柱側弯症検診に関する調査研究等、複雑化・多様化する児童生徒の現代的健康課題への取組等を通じて学校保健を一層推進する。

感染症対策の充実

1 学校における感染症対策の支援（事項要求）

[令和2年度第3次補正予算額 30,968百万円]

- 各学校において感染症対策を徹底する上で継続的に必要となる消毒液や保健衛生用品等の整備等に必要経費を補助
-対象校種 国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 -補助率 公立・私立：1/2 国立：10/10
- 特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施するスクールバスの増便等の取組を支援
-対象校種 国公立の特別支援学校 -補助率 公立・私立：1/2 国立：10/10



2 学校等欠席者・感染症情報システムの充実（37百万円）

[前年度予算額 222百万円]

- 新型コロナウイルス感染症にも対応した学校等欠席者・感染症情報システム（※）と各学校の統合型校務支援システムとの連携に係る本格運用を推進し、より効率的で精度の高い感染状況等の把握を実現【日本学校保健会補助（定額補助）の内数】 ※平成25年より日本学校保健会が運営

学校保健の推進



1 学校健康診断情報の本人への提供（PHR）の推進（514百万円）

[前年度予算額 155百万円]

- 政府全体のPHR（Personal Health Record）推進という方針を踏まえ、校務支援システムを導入している学校について、令和4年度からマイナポータルを通じて学校健診情報を本人へ提供することを本格実施できるよう、PHRサーバーを構築【委託先：1団体（民間団体等）】
- 校務支援システム未導入の学校においても、学校健診情報を電子化し、マイナポータルを通じた本人提供を可能にするための実証事業を実施【委託先：1団体（民間団体等）】

2 児童生徒の近視実態調査事業（60百万円）

[前年度予算額 42百万円]

- 視力低下が進行する時期に当たる小中学生を対象に、近視の実態やライフスタイルとの関連を調査し、児童生徒の視力低下を防止するための対策を検討【委託先：1団体（民間団体等）】
- 令和4年度調査においては、令和3年度事業で調査対象者であった中学校卒業者についても追跡調査を行い、縦断的に状況を把握



3 その他の学校保健推進事業

(1) がん教育総合支援事業（32百万円）

>>> 外部講師を活用したがん教育の取組を支援・先進事例の紹介等を実施
【委託先：1団体（民間団体等）】

[前年度予算額 32百万円]

(2) 脊柱側弯症検診に関する調査研究（13百万円）

>>> 学童期における脊柱側弯症を学校健診で早期に発見し、支援につなげていく環境整備に係る調査研究を実施【委託先：1団体（民間団体等）】

[新規要求]

背景・課題

1人1台端末環境による本格的な教育活動が全国の学校で展開される中、その円滑な運用を支え、子供の学びを保障するための「**運用面の支援**」の更なる強化が求められていることを踏まえ、「**人**」中心の支援を、「**組織**」中心による広域的な支援体制へと発展・充実させて、より安定的な支援基盤の構築を目指す。その際、これまで課題であった学校現場においてICT支援ができる人材の「不足」や「ミスマッチ」の解消を図るとともに、家庭への持ち帰り時における故障等の運用支援も含め、各自治体が自立してICT活用を進めるための運営支援体制を構築する。

事業内容

「GIGAスクール運営支援センター」を整備するための民間事業者への業務委託費等を補助

- ◆ヘルプデスクの開設及びサポート対応
- ◆ネットワークアセスメント及び応急対応
- ◆ICT支援人材の育成及び確保
- ◆休日・長期休業等トラブル対応 等

実施主体 都道府県、市区町村

補助割合 1/2

【単独実施型】

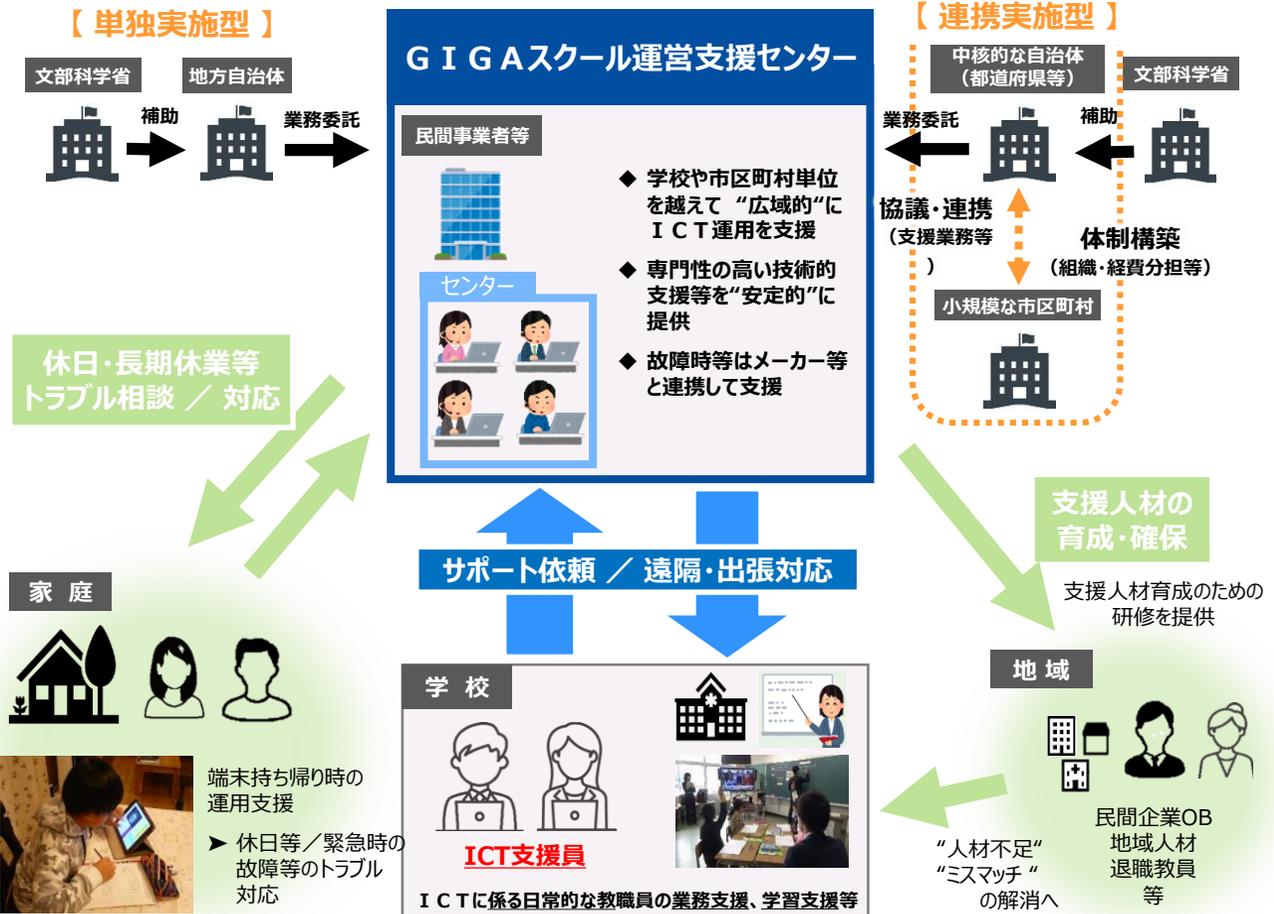
設置者が単独で補助事業を実施

- 設置者や学校のニーズに合致した事業を展開

【連携実施型】

他市町村からの委託や協定等に基づき、都道府県または市町村が設置者分とあわせて他市町村分の事業を一括して補助事業を実施

- 単独での実施が困難な自治体に対しても支援を実施
- 学校や市区町村単位を越えたより広域性をもった体制整備が可能となり、域内での知見の共有や地域差の解消等につながる



私立学校施設整備費補助金（他局計上分含む）	274億円（ 67億円）	[101億円]
私立大学等研究設備整備費等補助金	40億円（ 24億円）	[5億円]
私立学校施設高度化推進事業補助金	7億円（ 8億円）	
<他に、財政融資資金	291億円（291億円）>	
	（ ）は前年度予算額、[]は令和2年度補正予算額	

1. 耐震化等の促進 167億円（48億円）

○学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援

- ・耐震改築（建替え）事業 87億円
- ・耐震補強事業 72億円
- ・その他耐震対策事業 8億円

※このほか国土強靱化関係予算（加速化・深化分）を事項要求

〔耐震化未完了の建物が大規模地震で甚大な被害を受けた例〕



2. 教育・研究装置等の整備 154億円（52億円）

○安全・安心な生活空間の確保及び各学校の個性・特色を生かした教育研究の質の向上のための装置・設備の整備を支援

- ・感染症対策を含む安全・安心な生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的設備等の整備を支援〔私立学校施設環境改善整備 53億円〕
- ・私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な装置・設備の整備を支援〔私立大学等教育研究装置・設備 85億円〕
- ・個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援〔私立高等学校等ICT教育設備 16億円〕



【空調・換気設備を備えた教室】

新型コロナウイルス感染症対策として、空調・換気設備を整備



【光電子分光装置】

元素の同時分析や化学状態の把握が可能となり、新たな先端材料の研究開発を実現



【コンピューター室】

高等学校等のICT環境整備

背景説明

東日本大震災や熊本地震の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、早急に児童生徒等の安全確保を図るため、**私立学校施設の耐震化完了に向けた支援**が必要。



目的・目標

私立学校施設の耐震化率は、9割を超え着実に進捗しているが、**国公立学校と比べて耐震対策が遅れている**状況。児童生徒等の学習や生活の場であり、地震などの災害時には地域住民の避難場所等ともなる**私立学校施設の耐震化の早期完了**を目指す。

事業内容 167億円 (48億円)

○学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援

<補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内等>

◆ **耐震改築(建替え)事業 87億円**

◆ **耐震補強事業 72億円**

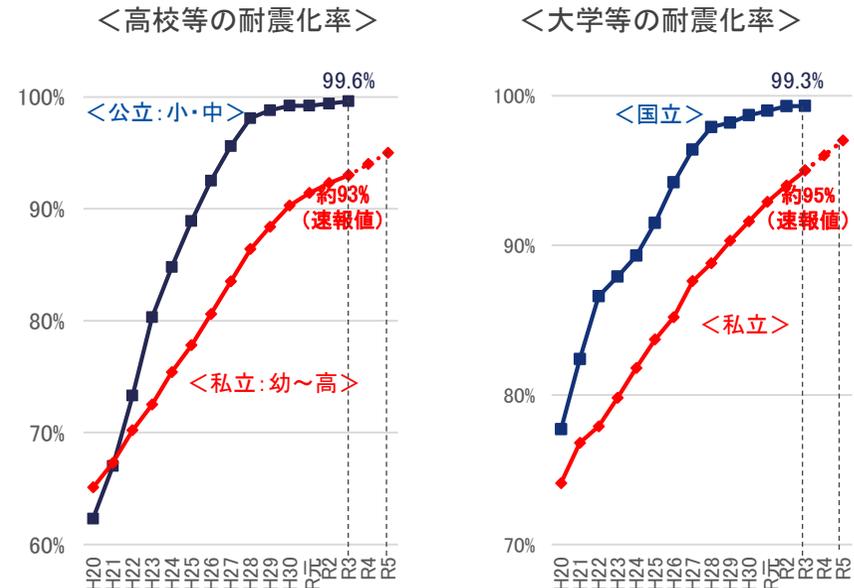
◆ **その他耐震対策事業 8億円**

非構造部材の落下防止対策等の安全対策、利子助成

※このほか日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施
令和4年度要求額(貸付見込額)：175億円

※このほか国土強靱化関係予算(加速化・深化分)を事項要求

※()は前年度予算額



出典：私立学校耐震改修状況調査(2019年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計値)
速報値：現時点において調査中であるなど、一部に昨年度の耐震化率を含む集計中の値であり今後変動する可能性有

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

- 私立学校施設の耐震改築・改修事業に対して、日本私立学校振興・共済事業団からの融資を利用した場合、支払利息の一部を国が助成することにより、私立学校施設の耐震化を促進する。
- この他、大学附属病院の改築事業への利子助成も実施。

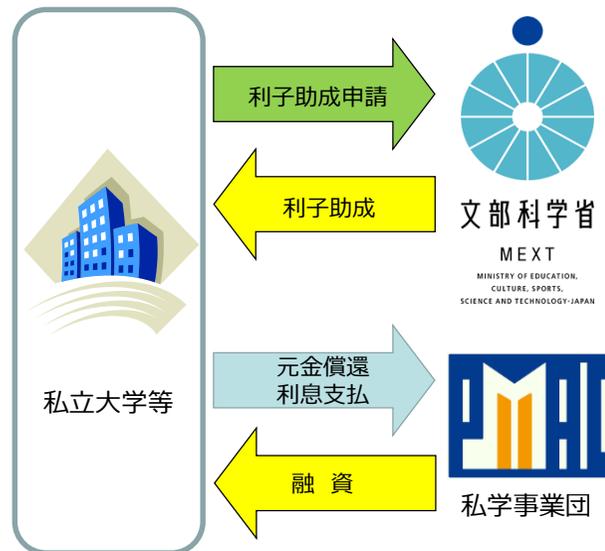
【対象事業】

- 耐震改築・・・昭和56年以前の旧耐震基準の施設を取り壊して新たに校舎等を建築する事業
SRC造・RC造の場合、Is値0.7未満が対象
※幼稚園・認定こども園については耐震化促進の補助金の対象（Is値0.3未満）となっているもの
- 耐震改修・・・防災（耐震）機能強化に係る補助金の対象となった改修事業（耐震補強工事や非構造部材の耐震対策）

学校法人の実質的な金利負担

大学～高校等	専修学校 ・各種学校	幼稚園 ・認定こども園
【耐震改築】 ● Is値0.3未満の場合 1～3年目：無利子 4年目以降：0.5% ● Is値0.3以上0.7未満の場合：0.5% 【耐震改修】 0.5%	0.5%	0.5%

国による利子助成（20年以内）



※ 学校法人の実質的な金利負担の上限は0.5%。ただし、専修学校・各種学校は財投金利が1.0%以上の場合、実質的な金利負担の上限は「貸付金利－0.5%」。
 ※ 貸付金利が0.5%を下回る場合は、1～3年目の無利子の部分のみ利子助成が適用される。

背景説明

我が国の大学の約8割、高校の約3割を占める私立学校は、公教育において大きな役割を担っている。
新型コロナウイルス感染症等への対応に加え、新しい時代の学校教育の実践が必要となっている。



目的・目標

私立学校の教育研究基盤を整備することにより、安全・安心な生活空間の確保及び多様で特色ある教育及び研究の一層の推進を図ることで、**今後の日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化**するとともに、**地域の経済活動の活性化を誘発**する。
また、学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要な装置・設備の整備により、各学校が目指す**新しい学校教育の着実な実践を推進**する。

※（ ）は前年度予算額

1. 私立学校施設環境改善整備 53億円（8億円）

- 新型コロナウイルス感染症対策を含む安全・安心な生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的設備等の整備を支援
 - ・空調・換気設備やトイレのドライ化、バリアフリー化、アスベスト対策及び防犯対策による安全・安心な生活空間の確保のための整備を支援
 - ・教育研究の質の向上に資する施設の高機能化（校内LANの整備など）やエコ改修などの整備等を支援
- <補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内>

2. 私立大学等教育研究装置・設備 85億円（31億円）

- 私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な設備・装置の整備を支援

- ・私立大学等の教育・研究用の装置の整備、ICT施設（構内LANを含む）の改造工事等を支援
- <補助率：1/2以内>

【高分解能走査電子顕微鏡装置】

ナノレベルの微小領域における物質構造の観察等を通じ、高度な分析技術を授業等で習得することが可能



- ・私立大学等の教育・研究用の設備（学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要なシステム等を含む）の整備を支援
- <補助率：教育基盤設備1/2以内、研究設備2/3以内>

【生体分子間相互作用解析システム】

生体機構や疾患時の薬物作用機序を分子レベルで解明
解析結果は新薬の開発等に大きく寄与



3. 私立高等学校等ICT教育設備 16億円（13億円）

- 個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援 <補助率：1/2以内>

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

背景説明

「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、学校教育の基盤的なツールとしてICT教育設備が必要不可欠。



目的・目標

各私立学校の特徴を生かしつつ、ICT教育を実施していくために必要な機器等の整備に必要な経費の一部を補助し、私立学校におけるICT教育環境の充実を図る。

事業内容

私立の高等学校等におけるICT教育設備の購入費の一部について国が補助を行う。（補助率1/2以内）

事業の概要

●対象学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

●補助対象設備

コンピュータ、ソフトウェア（DVD、ライセンス等）、周辺機器（プリンタ、スキャナー等）、視聴覚関連機器（デジタルカメラ、電子黒板等）、附帯工事費 など

〔 補助対象経費の限度額は、500万円以上 4,000万円以下 〕

●予算の推移

(単位：億円)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (概算要求)
予算額	23.6	23.6	10.0	12.5	16.3



【コンピューター室】
高等学校等の
ICT環境整備



2. 令和4年度私学関係 税制改正要望

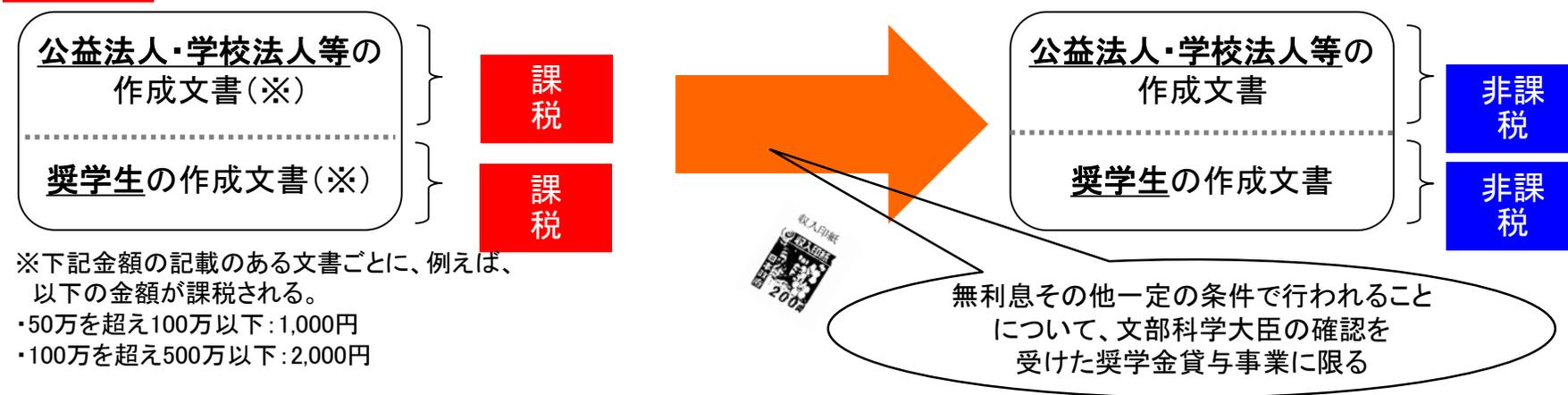
【特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長】 (内閣府との共同要望) [印紙税]

要望内容

公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業について、借用証書等に係る印紙税を非課税とするもの。

令和4年3月31日までの時限措置であるが、この延長を要望する。(※平成28年度から開始(3年間の時限措置で、2回目の延長要望。))

スキーム図



背景・現状

- 奨学金受給ニーズは依然高い。
 - ・毎年の契約件数(H30-R2の実績報告を基に推計) 約15,000件
 - ・本制度の対象となる奨学金事業の数は年々増加(H28:282→R2:563)
 - (参考)印紙1件あたりの平均価格1,300円
- 社会全体で、意欲と能力のある学生等を支える体制を充実させることが必要。

目標・効果

- 民間資金を活用した奨学金事業の促進。
- 学生等の奨学金制度の選択の幅が拡大され、教育費の負担軽減に寄与。

3. 学校法人ガバナンス改革

学校法人ガバナンス改革に関する要請事項

学校教育法等の一部を改正する法律 附則（令和元年法律第11号）（抄）

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

平成31年4月10日
衆議院文部科学委員会

- 七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、理事長又は理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 八 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事が繰り返されることのないよう、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和元年5月16日
参議院文教科学委員会

- 七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。
- 八 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革（注）につき、年内に結論を得、法制化を行う。

（注）経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえた社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するためのガバナンス改革。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの在り方等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

新経済・財政再生計画改革工程表2020（抄）

令和2年12月18日
令和2年第20回経済財政諮問会議

5-7 その他

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	12. 公益法人のガバナンスの更なる強化 a. 公益法人の更なるガバナンスの強化等（役員や社員・評議員のより一層の機能発揮など）について検討し、必要な対応を行う。 《内閣府公益認定等委員会事務局》	→		
—	—	13. 学校法人制度のガバナンスの更なる強化 a. 公益法人のガバナンスの検討、有識者会議のとりまとめ等を踏まえ、学校法人制度改革に向けた必要な対応を行う。 《文部科学省》	→		

「学校法人ガバナンス改革会議」について

- ✓ 学校法人のガバナンスについては、経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）に基づいて、令和2年1月に「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」が設けられ、議論の取りまとめが令和3年3月に公表された。
- ✓ このたび、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、「学校法人ガバナンス改革会議」を設けて検討を行い、制度改革に向けた抜本改革案の全体像を年内に取りまとめて、大臣に報告する。

検討事項

1. 新法人制度の改革案

- **社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮する機関設計の在り方**
 - 評議員会のチェック・監督機能
 - 評議員の規律
 - 理事会のモニタリング機能
 - 監事のけん制機能・独立性
 - 会計監査人・内部統制システム
- **その他社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するための見直し**
 - 理事・監事・評議員の任期・資格要件
 - 評議員会議決事項の理事会への委任の無効
 - 理事に委任できない理事会決定事項
 - 監事の報告義務の拡大 など

2. 規模等に応じた取扱い

- **会計監査人、内部統制システム等の義務付けや代替措置の在り方**
 - 事業規模（負債、収益、基本金、学生生徒数、従業員数など）
 - 事業区域（学校・サテライト施設・事務所など）
 - 公費（私学助成、修学支援新制度、子ども・子育て支援新制度など）・税制優遇
- **簡素化する事項の整理**
 - 理事・評議員の定数、計算書類の種類 など
- **財務書類の一般閲覧・公表**（都道府県所轄法人）
- **個人立幼稚園に対する規律**

3. 「ガバナンス・コード」の抜本改革（年内に1・2の結論を得た後に検討）

- **コンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行**
- **コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえた対応**
- **事業報告書を通じたガバナンス情報の開示**
- **団体の取組・法人の好事例のフォローアップ**

委員一覧

座長	増田 宏一	日本公認会計士協会相談役
	安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会顧問、学術情報分析センター所長
	石井 尚子	桜通り法律事務所弁護士
	岡田 譲治	公益社団法人日本監査役協会最高顧問
	久保利 英明	日比谷パーク法律事務所代表弁護士
	酒井 邦彦	TMI総合法律事務所顧問弁護士
	戸張 実	日本公認会計士協会常務理事、戸張会計事務所所長
	西村 万里子	明治学院大学法学部教授
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	八田 進二	大原大学院大学教授
	松本 美奈	ジャーナリスト、一般社団法人Qラボ代表理事
	本山 和夫	学校法人東京理科大学会長

学校法人ガバナンス改革会議の審議スケジュール

※10月以降のスケジュールは現時点での予定
※状況に応じて追加開催

7月	19日	10:00~12:00	第1回	学校法人のガバナンスについて
8月	6日	10:00~12:00	第2回	学校法人のガバナンスについて
	20日	13:00~14:00	第3回	学校法人のガバナンスについて 海外事情等に関し、富山和彦氏からヒアリング
	23日	15:00~17:00	第4回	学校法人のガバナンスについて
9月	9日	10:00~12:00	第5回	学校法人のガバナンスについて 私立学校団体からのヒアリング・意見交換
	22日	10:00~12:00	第6回	学校法人のガバナンスについて 全国知事会からのヒアリング・意見交換
10月	15日	15:00~17:00	第7回	学校法人のガバナンスについて
	28日	15:00~17:00	第8回	会計監査人・内部統制システムについて
11月	11日	15:00~17:00	第9回	情報開示その他の事項について
	19日	10:00~12:00	第10回	取りまとめ案について
12月	3日	14:00~16:00	第11回	取りまとめ



学校法人ガバナンス改革会議（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/115/index.html